

OECD多国籍企業行動指針(2011年改訂版)

日本連絡窓口(NCP)の手続手引

2011年11月25日

2016年9月30日改訂

2020年2月14日改訂

2022年7月8日改訂

外務省経済局経済協力開発機構室
厚生労働省大臣官房国際課
経済産業省貿易経済協力局投資促進課

1. OECD多国籍企業行動指針

(1) OECD多国籍企業行動指針

OECD多国籍企業行動指針(以下、「行動指針」という)は、多国籍企業に対して政府が共同して行う勸告である。行動指針は、適用可能な法律及び国際的に認められた基準に合致する良き慣行の原則及び基準を提供する。企業による行動指針の遵守は任意のものであり、法的に強制し得るものではない。しかしながら、行動指針に規定される幾つかの事項は、国内法又は国際的な約束によっても規制され得る。

(2) 日本連絡窓口(National Contact Point、NCP)

日本NCPは、外務省(経済局経済協力開発機構室)、厚生労働省(大臣官房国際課)及び経済産業省(貿易経済協力局投資促進課)により構成される。

行動指針をより効果的に実施するため、日本NCPのほか、OECD経済産業諮問委員会(BIAC)の日本委員会である日本経済団体連合会(経団連)と、OECD労働組合諮問委員会(TUAC)のメンバーである日本労働組合総連合会(連合)の三者により構成される「日本NCP委員会」が設置されている。経団連及び連合は、日本NCPが扱う個別事例に関して守秘義務を負う。

2. 個別事例の処理

(1) 原則

行動指針及び「OECD多国籍企業行動指針の実施手続」(以下、「実施手続」という。)にのっとり、日本NCPは、討議する場を提供し、産業界、労働者団体及びその他の利害関係当事者がその問題を効率的にかつ時宜を得た方法により、適用可能な法律に従って処理することを支援する。

個別事例手続の実効性は、手続に関わる全ての当事者の誠実な行動に依拠する。この文脈での誠実な行動とは、時宜を得た方法で対応し、適当な場合には秘密性を維持し、処理工程を不正確に伝えることや、手続に関わる当事者への脅迫又は報復を慎み、行動指針に従い、提起された問題の解決を

見つける観点から、処理工程に誠実に関与することを意味する。(「OECD多国籍企業行動指針の実施
手続に関する注釈」(以下、「実施手続に関する注釈」という。))パラグラフ21.)

(2) 具体的手順

ア 問題提起の受領

問題提起は書面によるものとする。同書面は、日本語又は英語によるものとし、以下の事項が明記さ
れていなければならない。

① 問題提起者に関する情報

- ・問題提起者名又は／及び組織名・代表者名
- ・連絡先住所
- ・連絡先電話番号
- ・電子メールアドレス

② 問題提起の対象となっている企業(以下「被提起企業」という。)に関する情報

- ・被提起企業名
- ・所在国及び所在地(住所)
- ・連絡先(担当者名、電話番号、電子メールアドレス)
- ・被提起企業が多国籍企業であると問題提起者が考える根拠

③ 問題提起の内容

- ・被提起企業が行動指針を遵守していないとして問題提起を行う個別事例の内容
- ・上記個別事例が行動指針のどの事項に違反しているかの説明
- ・問題提起の背景(過去の経緯、問題提起を行うに至った状況等)
- ・NCP手続を通じて得ることを期待する成果(被提起企業に求める事項)

④ 問題提起書を補強し得る関連資料の添付(適当な場合。原資料が日本語又は英語以外の場合に は、日本語又は英語の仮訳を含めること。)

- ・問題発生国における関係法令条項等
- ・当該個別事例が他の国内・国際手続等(以下「並行手続」という。)に係っている場合には、並行手続
の実施国及び機関、当該並行手続の内容・進捗状況、今後の見込み等に関する資料

イ 初期評価の実施(目安となる処理期間:3か月)

(ア) 受領通知

日本NCPは、問題提起に関する書面を受領した際には、2(2)アの事項が明記されていることの確認
を行った上で、問題提起者に対し、日本NCP名による受領通知を書面にて行う。

また同時に、被提起企業及び、日本NCP以外に関係する第三国NCPがある場合は同NCPに対しても、

受領通知の写し及び問題提起書の写しを送付する。

受領通知には、行動指針、日本NCPの手續手引(日本語版又は／及び英語版)を同封する。

(イ) 初期評価の作成

問題提起書を受領した後、手續手引 I . C.1.1.にのっとり、実施手續に関する注釈の paragraph 25.-26.を考慮しつつ、提起の内容が更なる検討に値するかどうかに関する初期評価を行う。具体的には次の項目について検討し、その結果を当事者(問題提起者及び被提起企業の双方)に対し、日本NCP名において書面にて回答する。なお、日本NCPは、NCP手續の円滑な実施の観点から、原則として初期評価を公表しない。

- 日本NCPが主管すべき案件か(一般的に、問題は、問題が生じた国の各国連絡窓口で処理される)。
- 問題に関する当事者及びその利益。
- 問題が実体的で実証的か。
- 企業の活動と提起された個別事例との間に結び付きがあると思われるか。
- 裁判所の判決を含む、適用可能な法律及び手續との関連性。
- 他の国内的又は国際的の手續で同様の問題がどのように過去及び現在取り扱われているか。
- 個別問題の検討が行動指針の目的及び実効性に貢献し得るか。

(ウ) 司法手續との関係

当該個別事例について、並行手續が実施された、進行中または当事者に手段として与えられている場合には、実施手續に関する注釈の paragraph 26.を考慮しつつ対処する。司法手續に係っている事例の扱いについては、司法権の独立に留意する。

仮に提起された問題において関係国の法令や制度に基づく対応が講じられていても、日本NCPとして活動の余地があると判断する場合には、更なる検討に値すると判断する。

(エ) 国内法との関係

我が国の国内法令上問題があり得ると判断される場合は、問題提起者又は被提起企業に対し、当該法令を含む我が国法令に定められた手續(司法手續を含む)に従って処理がなされるべき旨を、日本NCPより書面にて通報し得る。

(オ) 更なる検討に値しない場合

初期評価の結果、提起された問題が更なる検討に値しないと決定する場合には、手續手引 I の C.3.a) 及び実施手續に関する注釈の paragraph 27.及び32.を踏まえ、原則として、関係当事者、提起された問題、及び当該問題が更なる検討に値しないと決定に至った理由が記述された声明を発出する。

ウ 当事者への支援の提供(目安となる処理期間:6か月)

提起された問題が更なる検討に値する場合には、当該初期評価に対する被提起企業の見解を聴取した後、手続手引 I の C.2.及び実施手続に関する注釈のパラグラフ28.~30.に基づき、当事者への支援を提供する。具体的な手順は別添「あっせんに関する規則」に則って行うこととする。

エ 声明又は報告の発出及び手続結果の公表(目安となる処理期間:3か月)

手続の終了の際には、手続手引 I の C.3.及び実施手続に関する注釈のパラグラフ31.~37.に基づき、日本NCP名による声明又は報告を発出する。

①関係当事者が合意に至った場合、当事者は、どのように及びどの程度まで合意の内容を公的に入手可能にするか合意の中で言及すべきである。同合意を踏まえ、声明には原則として、関係当事者、提起された問題、日本NCPが当事者支援のために実施した手続、合意の年月日等が記述される。

②関係当事者が合意に至らなかった場合、又は当事者の一方が手続に参加しようとしなかった場合の声明には、原則として、関係当事者、提起された問題、初期評価において当該問題が更なる検討に値すると決定した理由、当事者支援のためにとった手続が記述される。

当事者は声明案又は報告案に対し意見を表明する機会を与えられる。ただし、当事者からの意見に対応して声明案又は報告案を変更するか否かについては、日本NCPが決定する。

③報告・声明の作成後、日本NCPは当該報告・声明を当事者に送付するとともに、公的に入手可能な手続結果として発出することにより手続を終了する。

手続結果は、OECDウェブサイト及び日本NCPウェブサイトに英語及び日本語で掲載される。

(3) 透明性と秘密性

ア 問題提起書

2(2)イ(ア)のとおり、日本NCPは、問題提起者に受領通知を送付すると同時に、被提起企業及び、日本NCP以外に関係する第三国NCPがある場合は同NCPに対しても、受領通知の写し及び問題提起書の写しを共有する。そのため、問題提起書の中で、特にそれら関係者に共有すべきではないと考える情報がある場合は、理由とともに、該当部分を明記しなければならない。(例えば、問題提起者氏名の共有を拒む場合は、日本NCPに対して提出する原本のほかに、問題提起者氏名を黒塗りにした問題提起書を送付するなど。)

そのような指定がない限り、問題提起書及び関連文書は、被提起企業及び関係NCPに共有される。

イ その他の関連文書

問題提起書が日本NCPに提出された時点から、個別事例関係者(問題提起者又は被提起企業)から日本NCPに共有された関連文書(関連資料、書簡など)については、当該情報提供者から特段の指定がない限りは、原則として、当該情報提供者以外の個別事例関係者に共有される。日本NCPに情報提供を行う者は、情報の一部又は全部につき個別事例関係者への共有を望まない場合は、理由とともに、日本NCPに対して明示的にこれを通知する。

ウ 秘密性

問題提起が日本NCPに提出された時点から、当該個別事例の関係者は、当該個別事例に関する情報を適切に管理し、特にア～イに従いNCP手続を通じて知り得た全ての情報の秘密性を維持することが求められる。円滑な手続実施のため、日本NCPは、全ての関係当事者に対して誠実な行動を取るよう求め、これに違反する行為があったと日本NCPが判断した場合には、当該個別案件にかかるNCP手続を中止し得る。

日本NCPは、個別事例の関係者が、当該個別事例を日本NCPに提起したことを公表することに反対はしないが、当該関係者に対して、かかる公表を行うこと自体が、また公表の方法によっては、NCP手続を通じた問題の解決の可能性に影響を与え得る点を考慮することを求める。

(4) 専門家等による助言

ア 助言

日本NCPは、当該個別事例の処理に当たり、個別事例の当事者に通知した上で、関連する分野に知見を持つ専門家等に対し、助言を求めることができる。

イ 秘密保持

2. (3)ウに基づき、2. (4)アにいう専門家等は、個別事例の処理に当たり知り得た情報に関し、別途提出する秘密保持誓約書に基づき、業務の遂行期間中、業務完了後のいかなる場合も、これを漏えい又は他の目的に使用しないよう、秘密保持及び情報セキュリティの確保を行う。

3. 適用期日

本文書は2022年7月8日から適用される。

(了)

あっせんに関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、OECD 多国籍企業行動指針（2011年改訂版）日本連絡窓口（NCP）の手続手引（以下、「日本NCPの手続手引」という。）2（2）ウに基づき、当事者（問題提起者及び被提起企業）へ支援（あっせん）を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 あっせんの実施に関する事務は、日本NCPを構成する外務省経済局経済協力開発機構室、厚生労働省大臣官房国際課及び経済産業省貿易経済協力局投資促進課が行う。

(あっせん人)

第3条 あっせんは、原則として、日本NCPの構成員が行う。

(言語)

第4条 日本NCPのあっせんにおいて使用する言語は、原則として、日本語とする。提出資料については日本語又は英語とする。

2 当事者が使用言語の通訳を必要とする場合は、当事者自らその手配をし、その費用を負担する。

3 日本語又は英語以外の資料があっせんで使用される場合においては、当該資料提供者が費用を含み自己の責任により日本語又は英語の翻訳文を提供する。

(通信機能の活用)

第5条 あっせんは、双方の当事者の合意があれば電話会議又はテレビ電話等のリモート手段を用いることができる。

(あっせんの実施時間)

第6条 あっせんは、原則として、日本NCPの稼働日の9時30分から18時15分まで（日本標準時間）の間に行う。

第2章 あっせんに関する手続

(あっせんの開始)

第7条 日本NCPは、初期評価において「更なる検討に値する」とした場合、15稼働日以内に当事者にあっせんの手続や目的について説明を行い、あっせんの諾否について

確認することとする。

2 当事者は、第1 項の説明を受けてから3週間以内に書面にてあっせんの諾否を日本NCPに回答しなければならない。

3 当事者があっせんへ参加しなかった場合、日本NCPは、その旨を記載した最終声明を作成し、可能な限りあっせんへ参加しなかった理由を示すこととする。

4 あっせん開始の期日は、日本NCPが上記2 に基づき、双方の当事者の意思を確認した上で決定し、日本NCPが、双方の当事者に通知する。

(あっせん)

第8 条 あっせんは、原則として、双方の当事者が出席した上で行う。ただし、次の各号に定める場合であって、日本NCPが当事者間の衡平を害しないと認めるときは、一方の当事者が欠席した状態で行うことができる。

一 一方の当事者があっせんに出席すると回答したにもかかわらず、欠席したとき。

二 日本NCPが、個別の面談が必要であると認めたとき。

2 日本NCPは、一方の当事者が欠席した状態で面談を開催した場合は、次回の期日あるいはその前において、欠席した当事者に対し、欠席した期日の面談の概要を伝えるものとする。

3 日本NCPは、双方の当事者の合意を得た上で、一方の当事者が離席した状態で、他方の当事者の主張及び意見を聞くことができる。

4 日本NCPは、当事者の主張を記載した文書及び証拠資料の提出を求めることができる。

5 日本NCPは、一方の当事者と個別の面談を行う際は、あらかじめ他方の当事者にもその旨通知するものとする。

(中立性及び公平性の確保)

第9 条 日本NCPは、OECD 多国籍企業行動指針の実施手続に関する注釈（以下、「実施手続に関する注釈」という。）のパラグラフ22. に基づき、中立的かつ公平にあっせんを実施する。

(秘密保持)

第10 条 日本NCPの手続手引2（3）ウに基づき、当事者、利害関係者及び有識者は、あっせん期間中のみならず、あっせんの終了後についても、当該あっせんによって得られた情報を適切に管理し、情報の秘密性を維持し、当該あっせん以外の用途に使用しないことを別添様式第1「秘密保持誓約書」にて誓約する。ただし、当事者間の合意の下での開示をすること又は開示しないことが国内法の規定に反する場合にはその限りでない。

2 前項に違反する行為があったと日本NCPが判断した場合には、当該個別案件に係るかかるNCP手続を即座に中止する。

(期間)

第11条 日本NCPによるあっせんの期間は、原則として、6か月とする。これを超える場合には、その理由を当事者間で明確にすることとする。

(非公開)

第12条 あっせんは、双方の当事者の合意がある場合を除き、原則として、非公開とする。

(議事録)

第13条 あっせんの議事録は、原則として、作成せず、日本NCPが当該あっせんの結果概要をまとめ、双方の当事者に内容を確認する。

2 結果概要等は、双方の当事者の合意がある場合を除き、対外的には一切公表しない。

(利害関係者の参加)

第14条 日本NCPは、必要に応じて、あっせんに参加する利害関係者を当事者の意見を聞きつつ選定することができる。ただし、双方の当事者が合意しない限り、当該利害関係者はあっせんには参加しない。

(有識者等の意見聴取)

第15条 日本NCPは第10条の規定に基づき、あっせんの実施に当たって、問題提起された案件に係る有識者、経済団体、労働者団体、その他NGO等に対し、助言を求めることができる。ただし、双方の当事者が合意しない限り、当該有識者、経済団体、労働者団体、その他NGO等はあっせんに参加することができない。

(代理人)

第16条 当事者は、別添様式第2「代理人届」を日本NCPに提出することで、あっせんにおいて弁護士等を代理人として立てることができる。

(合意の成立)

第17条 当事者間で合意が成立した場合には、当事者間で合意文書を作成し、双方の代表者が同文書に署名することとする。日本NCPは、双方の当事者の合意が得られる範囲で合意内容を最終声明に記載する。

(合意の不成立)

第18条 当事者間で合意が成立しなかった場合には、日本NCPは、合意に達しなかった理由を可能な限り最終声明に記載する。

(当事者の申請によるあっせんの終了)

第19条 日本NCPは、当事者から様式第3「手続終了申請書」を受領した場合に、あっせんを終了する。

(日本NCPによるあっせんの終了)

第20条 第10条に定めるところによるほか、日本NCPは、次の各号のいずれかに該当する場合には、あっせんを終了することができる。この場合において、日本NCPは、日本NCPの手続手引2.(2)エ及び実施手続に関する注釈のパラグラフ35.に基づき、当事者に対し、その旨を速やかに通知し、最終声明を発出する。

- 一 双方の当事者があっせんを終了することに合意した場合
- 二 あっせんの進行に関し、当事者が日本NCPの指示に従わない場合
- 三 当事者が当該個別事案に関して日本NCPのあっせんとは別に合意に達した場合
- 四 その他、当事者間の合意が成立しなかった場合、又は成立する見込みがない場合など、あっせんを継続することが困難であると認められる場合

2 前項によりあっせんを終了する場合は、通知の日を終了日とする。

(あっせん外の紛争解決)

第21条 あっせん中においても、当事者間で任意の協議を行うことができる。

2 当事者は、あっせん中においても、訴訟手続その他の紛争解決手続を選択することができる。

3 当事者は、第2項の規定により当事者間で紛争が解決した場合には、遅滞なく日本NCPに対してあっせんの終了を申請しなければならない。

(了)

※問題提起者が海外の法人等の場合、押印はサインで可とする。

様式 1

秘密保持誓約書

年 月 日

日本NCP 殿

法人等名（※個人の場合は不要）

住所

役職・氏名

印

当社（個人である場合は私、法人等である場合は団体若しくは会社名）は、日本NCPが支援するあっせんに係る秘密保持に当たり、下記のいずれも順守することを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 本あっせんで知り得た秘密情報は本あっせん以外で使用しません。
- 2 第10条1項及び同条2項に基づき、本あっせん中、又は本あっせんが終了した後も秘密情報を第三者に開示、漏えいしません。なお、複製又は複製された情報も秘密情報として扱うこととし、漏えいした場合は本あっせんを中止することについて、異議は一切申し立てません。
- 3 秘密情報の管理においては、秘密情報への不正なアクセスや秘密情報の不正な持ち出しを防止するために必要な安全対策を講じます。
- 4 秘密情報を共有する役職員は必要な範囲に限定するものとします。
- 5 情報提供者から求めがあった場合、又は本あっせんが終了した場合、秘密情報に関し以下の措置をとるものとします。なお、秘密情報を破棄した場合はその旨日本NCPに通知します。
 - A 電子的なデータを復元不可能な方法で消去する
 - I 秘密情報を含む書面及び記録媒体を情報提供者の指示に従い、破棄又は返還する
- 6 本誓約に違反し、又は違反するおそれがあると情報提供者及び日本NCPが合理的に判断した場合、本あっせんを中止することについて、異議は一切申し立てません。
- 7 (当事者のみ)第16条で定める代理人による秘密保持義務の違反は受領当事者による違反とみなします。

※問題提起者が海外の法人等の場合、押印はサインで可とする。

様式2

代理人届

年 月 日

日本 NCP 殿

(問題提起者) }
(被提起企業) }

法人等名 (※個人の場合は不要)

住所

役職・氏名

印

日本 NCP が提供するあっせんに関する代理人として下記のとおり指名します。

記

(代理人) 住所

氏名

※問題提起者が海外の法人等の場合、押印はサインで可とする。

様式3

手続終了申請書

年 月 日

日本 NCP 殿

(問題提起者)

法人等名 (※個人の場合は不要)

住所

役職・氏名

印

(被提起企業)

法人名

住所

役職・氏名

印

日本 NCP が提供中のあっせんについて、「OECD 多国籍企業行動指針（2011年版）日本連絡窓口（NCP）の手続手引」別添「あっせんに関する規則」第21条3項で規定する※次のいずれかを選択（訴訟手続その他の紛争解決手続を行うこととなりました／本あっせん外の訴訟手続等において当事者間の合意に至りました）ので、本規則第19条に基づき、あっせんの終了を申請します。